

令和8年10月7日
国土交通省関東地方整備局

令和8年度 防災・減災対策等強化事業推進費(第2回)について

～災害の対策や防災・減災対策を推進するため緊急的に予算を配分～

国土交通省は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の令和8年度 第2回配分として、国及び地方公共団体が実施する公共事業に対し、予算配分を決定しました。

このうち、関東地方整備局管内では、事前防災対策事業として河川事業1件、1.1億円が配分されましたのでお知らせします。

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算です（別添1）。今回配分された予算は、突発的な事象への緊急的な対策等が必要となった地域の事前防災対策に活用されます。

○配分事業の概要

関東地方整備局管内では、別添2の『執行地区一覧表』のとおり1件の事業を推進します。事業の詳細につきましては、別添3の『個票』をご参照ください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ、千葉県政記者会、土浦記者クラブ、鹿島記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 河川部

電話：048-601-3151（代表） メールアドレス：ktr-kasen-keikaku01@mlit.go.jp

河川計画課 課長補佐 小西（こにし）（内線：3612）

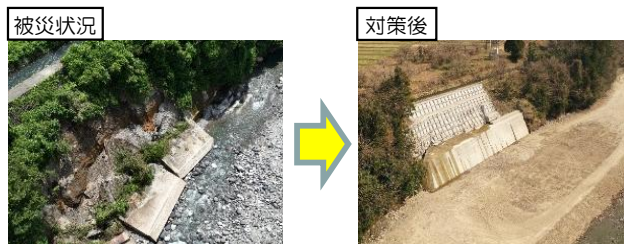
制度概要

- 国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度当初に想定し得ない災害や事故等の突発的な事象が発生した際に、各省庁が所管する公共事業へ年度途中に予算※を配分し、緊急的かつ機動的に防災・減災対策を強化する制度。
※当初予算の編成段階において予算の目を定めない「目未定経費」
- 災害を受けた地域等における災害対策事業、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における公共交通安全対策事業、突発的な事象への緊急的な対策等が必要な箇所における事前防災対策事業に活用可能。

災害対策事業

①公共土木施設の被災要因となった異常な自然現象が災害復旧事業の採択要件を満たさない場合の対策

【河川事業の例】



降雨による出水で護岸が崩落したが、災害復旧事業の採択要件（はん濫注意水位以上の水位）を満たさないため、緊急的に実施する護岸復旧を推進費により支援。

【道路事業の例】



崖崩れが発生したが、災害復旧事業の採択要件（最大24時間雨量80mm以上または時間雨量が20mm以上）を満たさないため、緊急的に実施する法面对策を推進費により支援。

②災害復旧事業を契機として再度災害防止対策を災害復旧事業と一体的に行う場合の対策

【海岸事業の例】

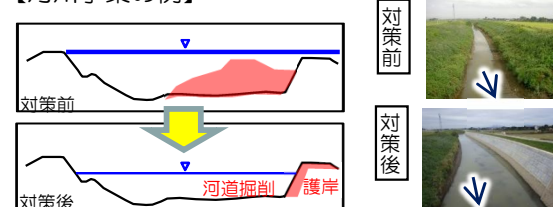


津波で被災した堤防の原形復旧に併せて再度災害防止対策を行うため、緊急的に実施する高上げを推進費により支援。



③異常な自然現象により地域は被災したものの公共土木施設は被災していない場合の対策

【河川事業の例】



降雨による越水で公共土木施設は被災しなかったが、地域で浸水被害が発生したことから、緊急的に実施する河道掘削及び護岸工を推進費により支援。

公共交通安全対策事業

○交通インフラ（陸上交通、海上交通等）において重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）



自動車専用道路において、地吹雪による死傷者を含む多重衝突事故が発生。緊急的に実施する事故発生区間における防雪柵等の設置を推進費により支援。

事前防災対策事業

○突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題への追加対策【①突発事象型、②追加対策型、③課題解決型】



【①突発事象型】

供用中の緊急輸送道路の法面において、アンカーの変状が判明したことから、緊急的に実施するアンカーの再設置や地山補強土工を推進費により支援。

○執行地区一覧表

【金額単位：百万円】

【事前防災対策事業】

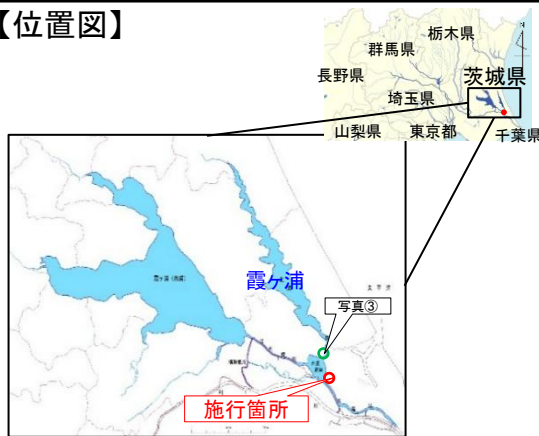
種 別		事業主体名	施行地	実施計画額	
事業名	事業費			国費 (配分額)	
1. 洪水・浸水等対策					
河川(直轄)					
(1)	河川改修事業(利根川水系常陸利根川(外浪逆浦))	国土交通省	茨城県神栖市賀地先	110.0	110.0
計		1件		110.0	110.0

(1) 防災・減災対策等強化事業推進費(事前防災対策)

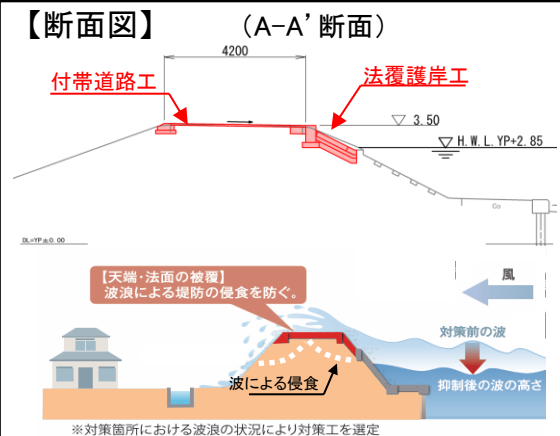
事業名	河川改修事業(利根川水系常陸利根川(外浪逆浦)) トネガワ ヒタチトネガワ ソトナサカウラ		
事業主体	国土交通省		
施行地	茨城県神栖市賀地先 カミス ガ		
事業費	110,000 (千円)	国費	110,000 (千円)
内容	利根川水系常陸利根川(外浪逆浦)では、「利根川水系霞ヶ浦河川整備計画」に基づき、洪水氾濫(波浪)等の対策として護岸等の事業を実施している。 今年度に入り関係者との合意形成が図られたことから、推進費を活用して護岸工等を実施することで、地域の安全・安心を早期に確保する。		

護岸工を実施し、波浪による浸水リスクを低減させる。

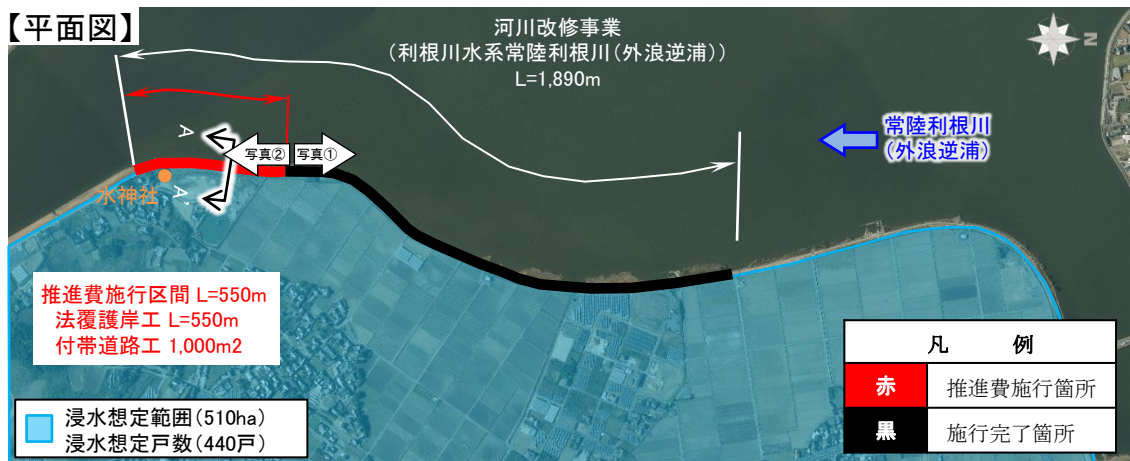
【位置図】



【断面図】



【平面図】



【写真①】



令和8年6月撮影(過年度施行箇所)

【写真②】



令和8年6月撮影(施行箇所状況)

【写真③】



令和8年6月撮影(波浪状況)